

議会運営に関する申し合わせ事項

1 一般質問について

(1) 日程について

提出議案に先立って行う。

質問順序は、通告書の提出順とする。

(2) 通告期限

議会開会日の 14 日前から 7 日前の正午までに所定の用紙（様式 1）を用いて議長（知多南部広域環境組合事務局）に通告する。ファックスまたはメールでも可とするが、その際には、その旨を電話にて知多南部広域環境組合事務局に確認をする。

その後、事務局が質問要旨に対してヒアリングを行う。

なお、通告期間については議会開会日の 20 日前に、構成市町の議会事務局から組合議員宛に通知をする。

(3) 質問方式について

一問一答方式とする。

(4) 質問時間について

1 人 30 分以内（答弁を含む。）とする。

(5) 関連質問について

関連質問は認めない。

(6) 質問取り下げについて

開会の直前まで認める。また、質問の順番がきたときに議席にいない場合は、棄権したものとみなす。

2 その他

各構成市町の議長で構成する「協議会」をもって議会運営について協議することができるものとする。

この場合の議事進行は組合議長が行うものとする。

※質問様式は組合市町議会事務局にも用意してあります。

様式 1

年 月 日

知多南部広域環境組合議会

議長 _____ 様

議会議員 _____

一般質問について
次の事項について質問したいので通告します。

質問事項 (主題)

質問要旨 (具体的にご記入願います。)

受付 年 月 日・午 時 分